

## 本庁舎周辺整備の推進について

### 1 これまでの経過及び趣旨

本庁舎周辺整備の推進については、現在、旧県営住宅跡地への新たな応急診療所及び本庁事務機能の整備を進めているところです。

今後においては、来庁者の利便性の向上のための本庁舎駐車場の見直し並びに機動性の向上及び耐震性の確保を図るための津北工事事務所の移転整備について、次のとおり推進しようとするものです。

### 2 本庁舎駐車場の見直し

#### (1) 本庁舎駐車場整備の検討の経緯

本庁舎駐車場については、平成 21 年 5 月 15 日に開催された全員協議会において、「本庁業務機能の本庁舎への集約化」を進めるに当たり、「これらの施設整備により本庁舎の来庁者用駐車スペースが不足する場合は、現在の本庁一般駐車場の立体化を検討します。」として説明いたしました。

その後、平成 24 年 11 月 1 日に津市まん中老人福祉センター及び津市障がい者相談支援センターを、平成 25 年 7 月 1 日に津市まん中こども館を、平成 25 年 9 月 1 日には津市中央公民館を、それぞれ津センターパレスに移転整備しました。これらに伴って、津市役所来庁者用駐車場の 1 日当たりの平均利用台数については、移転前の 5 年間の平均が 1,564 台であったのに対し、移転後の平成 25 年 9 月 1 日から本年 8 月 31 日までの 1 年間においては 1,423 台であり、141 台減少しています。

また、混雑時にはお城西公園を臨時駐車場として開放することにより対応しておりましたが、移転前の 5 年間ににおける年間平均開放回数は 14 回であったのに対し、移転後は 1 回と大幅に減少しています。

このように、現在の来庁者用駐車場における駐車区画数はほぼ充足していると考えられますことから、残る課題である来庁者用駐車場の利便性の向上を目的とした検討を進めてきました。

#### (2) 本庁舎駐車場の現状等

現在の本庁舎及び津リージョンプラザの来庁者用駐車場については、約 490 区画のうち、約 400 区画を本庁舎敷地内に確保していますが、約

90区画を本庁舎敷地外にある第2駐車場（旧津警察署跡地）に配置していることから、来庁者の更なる利便性の向上が望まれてきました。

これらのことから、来庁者にとって利便性の高い本庁舎駐車場の実現に向け、見直しを進める必要があります。

### (3) 見直しの概要

現在、公用車用駐車場として利用している立体駐車場1階を来庁者用駐車場とし、おもいやり駐車場の増設、段差解消等のバリアフリー化を図ります。これに伴って、移動が必要となる公用車を本庁舎敷地外の第2駐車場（旧津警察署跡地）に移転配置することとします。

### (4) 見直しの効果

見直し後は、本庁舎敷地内に約460区画の来庁者用駐車場を確保することで、来庁者用駐車場の不足は、ほぼ解消されることとなります。

### (5) 本庁舎駐車場整備に関するスケジュール

平成27年度

第2駐車場（旧津警察署跡地）区画線敷設替え

立体駐車場1階等改修

公用車を第2駐車場（旧津警察署跡地）へ移転配置後、供用開始

## 3 津北工事事務所の移転整備

平成18年1月1日の市町村合併から土木工事の施工に係る体制は、本庁内の所管及び久居工事事務所を中心に業務を推進していましたが、より効率的で全市的な対応体制を構築するため、平成20年4月1日に津北工事事務所及び津南工事事務所に再編しました。

このうち、津北工事事務所については、本庁舎の近傍で配置を検討しましたが、適切な規模の事務所施設がなかったため、旧安濃総合支所庁舎（安濃町川西1310番地1）に配置しています。

しかし、津北工事事務所庁舎については、平成21年8月実施の耐震診断で耐震性不足であることが明らかとなるなど、次のとおり課題が表面化しています。

### (1) 津北工事事務所の現状

現在の津北工事事務所は、昭和32年（建築後57年が経過）に建築された鉄筋コンクリート造2階建の建物で、耐震補強未実施（IS値0.43）であることから、庁舎に必要とされるIS値0.75を下回っています。

(2) 津北工事事務所の地域別の業務割合

津北工事事務所の担当地域は、相川から北とする地域で、その業務量の地域別の割合は、津地域が全体の８０％程度を占めており、工事現場への移動に時間を費やす状況となっています。

(3) 津北工事事務所に係る課題

津北工事事務所に係る対応すべき課題は、次のとおりです。

ア 市民要望に係る対応窓口の分散の解消

市民の皆様からの様々なインフラ等の整備に関する要望に対応する本庁窓口とインフラ等の整備を実施する窓口である津北工事事務所が分散しており、その解消が課題となっています。

イ 機動性の確保を図った推進体制の構築

業務の実施状況に基づく業務効率の観点から、工事現場への移動時間が少ない津地域において、工事事務所所管車両駐車スペース及び資材置き場等を勘案した一定規模の執務場所の整備が課題となっています。

ウ 津北工事事務所庁舎の耐震性の確保

災害時の対応のため、市民の皆様のお安全・安心の確保の観点から、早期に耐震性のある建物への移転が課題となっています。

(4) 旧裁判所官舎跡地への移転整備による課題の解決

津地域内での業務が集中している状況から、市民の皆様に寄り添った窓口対応と高い機動性を発揮し、効率的な業務推進体制を確立するため、津北工事事務所の本庁舎周辺への移転整備を検討する中、東海財務局津財務事務所から旧裁判所官舎跡地の活用についての照会がありました。

旧裁判所官舎跡地は本庁舎に近接し、本庁舎周辺整備を行う上で、公共施設用地として優良地であることから、同事務所と協議した結果、本市が処分の相手方候補となったものであり、旧裁判所官舎跡地に津北工事事務所を移転整備することで課題の解決を図ろうとするものであります。

(5) 旧裁判所官舎跡地の概要

ア 所在

津市西丸之内３４５番

イ 敷地面積

１，０１８．５０㎡

ウ 解体を要する既設建物

鉄筋コンクリート４階建て（昭和５４年３月３日建築）

エ 延床面積

6 6 1 . 3 2 m<sup>2</sup>

オ 用途地域

商業地域

カ 建ぺい率等

建ぺい率 8 0 %

容積率 4 0 0 %

(6) 旧裁判所官舎跡地への施設整備の概要

ア 延床面積等

約 5 0 0 m<sup>2</sup> ( 2 階建)

イ 配置職員数

約 3 0 人

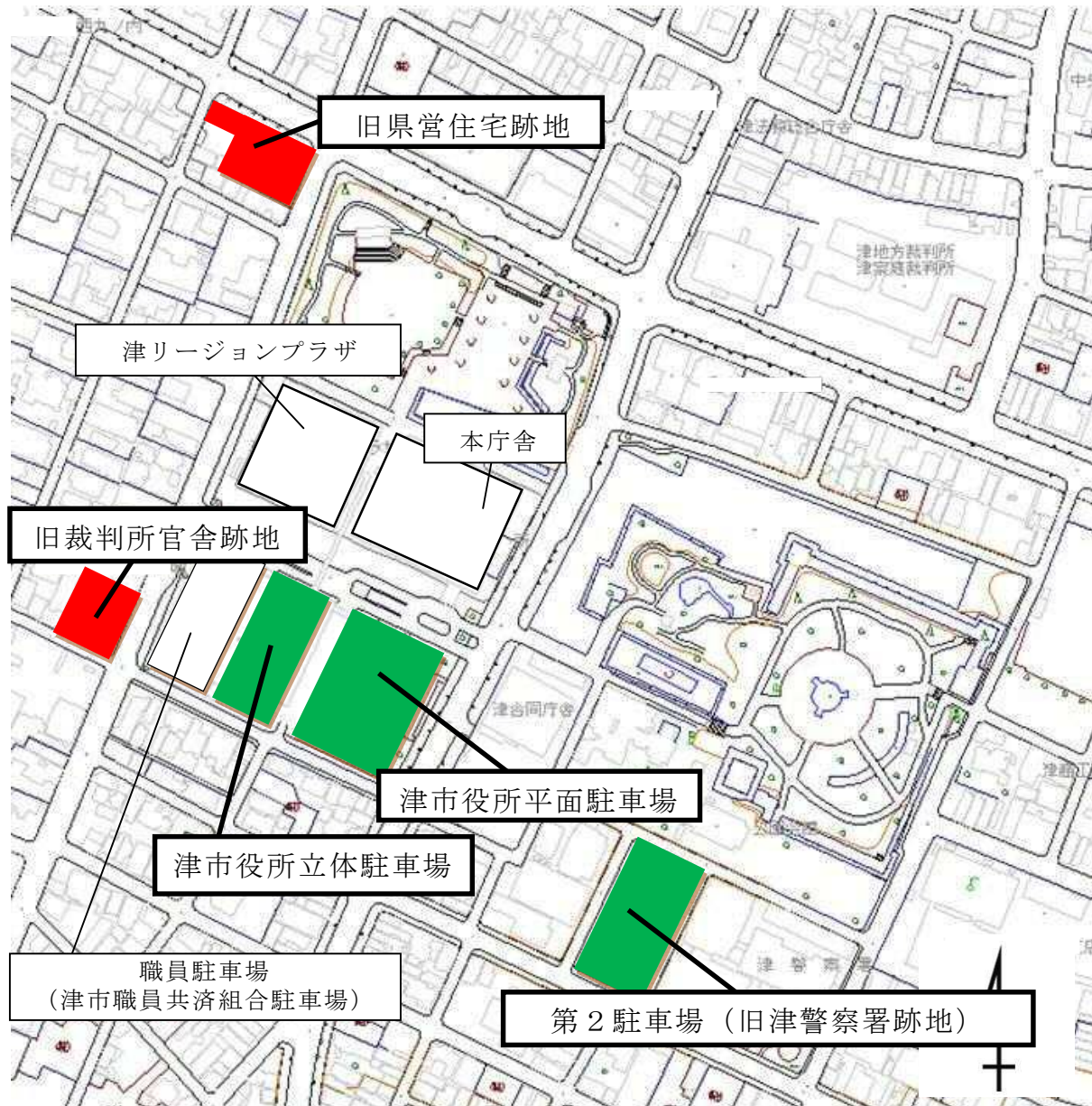
(7) 取得等に関する財源

旧裁判所官舎跡地の取得及び施設整備に関する財源は、合併特例事業債の活用を基本に検討を進めていますが、旧津市中央公民館跡地を売却した約 1 億 2 千 6 百万円の収入もその財源として活用することが可能です。

(8) 旧裁判所官舎跡地に関するスケジュール

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 平成 2 7 年度 | 旧裁判所官舎跡地・売買契約締結<br>旧裁判所官舎・解体実施設計 |
| 平成 2 8 年度 | 津北工事事務所新庁舎・設計業務<br>旧裁判所官舎・解体工事   |
| 平成 2 9 年度 | 津北工事事務所新庁舎・新築工事                  |
| 平成 3 0 年度 | 供用開始                             |

位置図



## 本庁舎駐車場の利用状況の推移

(単位：台)

| 年度                                         | 1 日当たりの<br>平均利用台数 |
|--------------------------------------------|-------------------|
| 平成 2 0 年度～平成 2 4 年度<br>(津市中央公民館等移転前の 5 年間) | 1 , 5 6 4         |

↓

| 期間                                               | 1 日当たりの<br>平均利用台数 |
|--------------------------------------------------|-------------------|
| 平成 2 5 年 9 月～平成 2 6 年 8 月<br>(津市中央公民館等移転後の 1 年間) | 1 , 4 2 3         |

## お城西公園の臨時開放回数の推移

(単位：回数)

| 年度                                           | 年間平均開放回数 |
|----------------------------------------------|----------|
| 平成 2 0 年度～平成 2 4 年度<br>(津市中央公民館等移転前の 5 年間平均) | 1 4      |

↓

| 期間                                               | 年間開放回数 |
|--------------------------------------------------|--------|
| 平成 2 5 年 9 月～平成 2 6 年 8 月<br>(津市中央公民館等移転後の 1 年間) | 1      |

## 本庁舎駐車場に係る現状と見直し後の比較

現状

(単位：区画)

|        |                        | 来庁者用   | 公用車用    | 計   |
|--------|------------------------|--------|---------|-----|
| 本庁舎敷地内 | 平面駐車場                  | 154    |         | 154 |
|        | 立体駐車場                  | 220    | 60      | 280 |
|        | 立体・職員駐車場間の駐車区画         | 21     |         | 21  |
|        | リージョンプラザ前駐車区画          | 2      |         | 2   |
|        | 地下駐車場                  | 6      | 10      | 16  |
|        | 小計                     | 403    | 70      | 473 |
| 敷地外    | 第2駐車場（旧津警察署跡地）         | 《※1》90 |         | 90  |
|        | 第3駐車場（旧県営住宅跡地）         |        | 《※2》57  | 57  |
|        | 小計                     | 90     | 57      | 147 |
| 総計     |                        | 493    | 《※2》127 | 620 |
| 備考     | ※1 来庁者と出先公用車（約40区画）の併用 |        |         |     |
|        | ※2 出先公用車専用区画（12区画）を含む  |        |         |     |

見直し後

(単位：区画)

|        |                                                      | 来庁者用   | 公用車用   | 計   |
|--------|------------------------------------------------------|--------|--------|-----|
| 本庁舎敷地内 | 平面駐車場                                                | 154    |        | 154 |
|        | 立体駐車場                                                | 273    |        | 273 |
|        | 立体・職員駐車場間の駐車区画                                       | 26     |        | 26  |
|        | リージョンプラザ前駐車区画                                        | 2      |        | 2   |
|        | 地下駐車場                                                | 8      | 5      | 13  |
|        | 小計                                                   | 463    | 5      | 468 |
| 敷地外    | 第2駐車場（旧津警察署跡地）                                       | 《※1》49 | 90     | 139 |
|        | 第3駐車場（旧県営住宅跡地）                                       | 《※2》10 | 《※3》-  | 10  |
|        | 小計                                                   | 59     | 90     | 149 |
| 総計     |                                                      | 522    | 《※4》95 | 617 |
| 備考     | ※1 来庁者と出先公用車の併用                                      |        |        |     |
|        | ※2 診療所来所者用駐車場                                        |        |        |     |
|        | ※3 出先公用車専用区画（12区画）の廃止による減                            |        |        |     |
|        | ※4 車両管理体制の合理化による公用車（20区画）の削減及び出先公用車専用区画（12区画）の廃止による減 |        |        |     |